

大阪市立平野区民ホールをご利用の皆さまへ

## 施設内での物品の販売について

平素より、平野区民ホールをご利用いただきありがとうございます。

平野区民ホールでは、各種催し物に関連して物品が販売される場合がありますが、ご購入にあたっては、次の注意事項について、あらかじめご了承くださいませようお願いいたします。

### 注意事項

- ◆ 物品販売は、各種催し物の主催者の責任において実施されるものです。
- ◆ 販売品等について、平野区民ホールおよび大阪市が推奨するものではありません。
- ◆ 販売に伴って発生するトラブルについて、平野区民センターおよび大阪市は一切の責任を負いかねます。

(物品販売を伴う施設利用をご希望の方へ)

- ・ 催し物に関連する物品の販売に限り、認められる場合があります。
- ・ 販売内容を確認させていただくため、物品販売申告書の提出が必要です。
- ・ 詳しくは、施設窓口までお問い合わせください。

### 問い合わせ先

大阪市 市民局 施設担当 (TEL 6208-7633)  
平野区役所 安全安心まちづくり課 (TEL 4302-9734)  
平野区民ホール (TEL 6790-4000)